

本方針の調達の対象となる障がい者就労施設等

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等
 - (1) 就労移行支援事業所
 - (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6) 小規模作業所

- 2 障がい者を多数雇用している企業
 - (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社
 - (2) 以下の要件を全て満たす重度障がい者多数雇用事業所
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

- 3 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就労障がい者等
 - (1) 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - (2) 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）